

テレワークを活用したショートタイムワーク事業に関する覚書

岐阜市（以下「甲」という。）及びソフトバンク株式会社（以下「乙」という。）は、テレワークを活用したショートタイムワーク事業を実施することについて合意し、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 本覚書は、甲及び乙が協力してテレワークを活用したショートタイムワーク事業（以下「本施策」という。）を地域社会に実装することで、SDGsを推進し、働く機会を得ることが難しい方たちが社会に参加する機会を創出することを目的とする。

（定義）

第2条 本覚書で使用する言葉の定義は、以下のとおりとする。

- (1) 「ショートタイムワーク」とは、何らかの理由、例えば育児や介護などにより長時間の勤務が難しく、働く機会を得られなかつた方が、週20時間未満という短い時間からの就労環境を整えることで「共に働く」を実現できるダイバーシティな働き方を言う。
- (2) 「ショートタイムワーカー」とは、本施策を活用し、働く当事者をいう。

（役割）

第3条 第1条の目的を達成するため、本施策に対する甲及び乙の役割は次のとおりとする。

- (1) 甲の役割は次のとおりとする。
 - ・本施策の推進・サポート・広報を行う
 - ・本施策を実施する企業を募集・選定する
 - ・企業選定の際には「テレワークで業務が遂行可能な企業」を選定する

・選定した企業や実施地域における本施策の推進・サポートを行う

・本施策の効果分析等に関わるアンケート等への協力

(2) 乙の役割は次のとおりとする。

・本施策の働き方のノウハウを提供する

・本施策に協力する自治体・企業に対して、WEBカメラを常時接続し業務を実施する際に利用する iPad もしくは iPad mini の調達及び貸与

(貸与の期間は6ヶ月を基本とし、台数は双方協議の上別途定めることとする)

・本施策のアンケート実施時等の効果分析

・本施策及び、甲の取り組みを広めるための広報協力

2 前項各号に規定するほか、甲及び乙は、本施策の実施について広く周知し、本施策の内容及び成果の普及を図るように努めるものとする。

(成果)

第4条 本施策の成果は事例として甲及び乙が利用することが出来る。

(費用)

第5条 本施策の各役割の実施にかかる費用は各々が負担する。

(同種の施策の展開)

第6条 本覚書は、甲及び乙が、甲及び乙以外の自治体、企業、その他関係者との間で、本施策同様の企画及び施策を実施することについて妨げるものではないことを確認する。

(機密情報の保持)

第7条 甲及び乙は、本覚書の履行に関連し、情報提供を受けた情報（個人に係る情報及び個人が特定される情報を除く。以下この条において同じ。）のうち、文書、口頭、電磁的記録媒体等のいずれの方法によるところを問わず、相手方から開示された図面・データ・仕様書等の資料、ノウハウ・アイデア等の営業上、技術上の情報またはサンプル等の物品等について、秘密情報として事前に指定されたものは、厳に秘密を保持するものとし、開示者の同意なく、第三者（甲及び乙の顧問弁護士、公認会計士、顧問税理士等の法律上の守秘義務を負う者を除

く。)に当該秘密情報を提供又は開示してはならない。ただし、次のいずれかに該当する情報は、この限りでない。

- (1) 情報公開の際、公知となっていた情報
- (2) 開示者による情報提供を受ける以前に甲及び乙が保有していた情報
- (3) 情報提供を受けた後、当該情報提供を受けた甲及び乙の責によることなく公知となった情報
- (4) 情報提供を受けた甲及び乙が第三者から秘密保持義務を課されることなく適法に入手した情報
- (5) 秘密情報によることなく独自に開発・取得した情報

2 甲及び乙は、秘密情報につき、裁判所又は行政機関から法令に基づき開示を命じられたときは、当該法令の定めによるほか、次の各号の措置を講じることを条件に、当該裁判所又は行政機関に対して当該情報を開示することができる。

- (1) 開示する内容をあらかじめ開示者に通知すること
- (2) 適法に開示を命じられた部分に限り開示すること
- (3) 開示に際して、当該情報が秘密である旨を文書により明らかにすること
- (4) 開示に際して、法令等の定めに従い当該情報の秘密を保持する手続きを取ることができる場合は、開示者と協議の上当該手続きを取ること。

(個人情報の保護)

第8条 甲及び乙は、本施策実施のために、甲及び乙が保有する個人情報を取り扱う場合及び本施策の実施を目的として甲及び乙が主体的に取得する場合、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守するものとする。

(損害賠償責任)

第9条 甲及び乙は、本覚書又は本施策の実施に関連して、故意又は過失によって相手方に損害を生じさせた場合、当該他の甲及び乙に直接かつ現実に生じた損害について賠償する責を負うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、取りまとめの内容及び本施策成果について、第三者から自己の権利を侵害するとの主張を受けた場合には、甲及び乙がその対応について協議するものとする。

(覚書に定めのない事項)

第10条 本覚書に定めのない事項、または本覚書の解釈に疑義を生じた事項については、甲及び乙で協議の上これを処理する。

(解約)

第11条 甲及び乙は、書面による合意をもってのみ、本覚書を解約することができる。ただし、当該解約の申し入れが甲乙協議の上、承諾されたときは、解約することができるものとする。

(覚書の期間)

第12条 本覚書の期間は、本覚書締結日から1年6ヶ月とする。但し、甲及び乙協議の上、承諾されたときはその限りではない。

(覚書の変更)

第13条 この覚書は、必要に応じて甲及び乙の協議により変更できるものとする。

2 前項の規定により変更する場合は、甲乙協議の上、承諾されたときは、別途覚書を締結するものとする。

(専属的合意管轄)

第14条 本覚書に関連して、甲及び乙間に生じた争訟は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(協議事項)

第15条 本施策の具体的な内容・詳細等については、甲及び乙が、誠意を持って協議のうえ決定するものとする。

以上、本覚書の成立を証するため、本書を2通作成し、それぞれ署名の上、各自その1通を保有する。

令和4年4月7日

甲 岐阜市司町40番地1

岐阜市

岐阜市長

柴橋正直

乙 東京都港区海岸一丁目7番1号

東京ポートシティ竹芝オフィスタワー

ソフトバンク株式会社

コーポレート統括 CSR本部 本部長

池田 昌人